

消費者スマイル基金第16回助成事業
特定適格消費者団体の行う被害回復関係業務に対する助成
契約書

〇〇〇〇（以下、「甲」という）と特定非営利活動法人消費者スマイル基金（以下、「乙」という）とは、乙が甲に対して行う助成金給付について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が行う被害回復関係業務に対して、助成金を給付する。

（助成金）

第2条 本契約に定める助成金の額は、金●●●円とする。

（助成金の給付）

第3条 乙は、本助成契約締結後、1か月以内に甲に助成金を給付する。

（助成金の目的外使用の禁止）

第4条 甲は、前条により給付を受けた助成金を、被害回復関係業務以外の用途に使用してはならない。

（活動報告書）

第5条 甲は、次の活動報告書を指定の時期までに乙に提出する。

- （1）申請書において甲が選択した「実施した業務」が「共通義務確認訴訟」である場合、当該訴訟終結時の報告書を訴訟終結の後1か月後までに提出
（消費者契約法第30条及び同法施行規則第21条第2項第2号関係「被害回復裁判手続の概要及び結果の記録」様式で可）
- （2）申請書において甲が選択した「実施した業務」の種類にかかわらず、本件助成申請日を含む年度の事業報告書を甲の事業年度末から3か月後までに提出（被害回復関係業務を明示したもの、様式は自由）

（報告の徴収）

第6条 甲が選択した「実施した業務」が「共通義務確認訴訟」である場合、乙は、必要に応じ当該訴訟の進捗状況について、甲から報告を求めることができる。

（助成決定の取消）

第7条 甲が各号の一に該当する場合は、乙は助成の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

- （1）甲が特定適格消費者団体でなくなったとき
- （2）本助成契約に違反したとき

(助成金の返還)

第8条 乙は、前条の規定により助成の全部又は一部の決定を取り消した場合であって、すでに助成金を給付しているときは、甲に対し期限を定めてその取り消した部分の助成金の返還を求めるものとする。

2 甲は前項の規定により助成金の返還を求められた場合は、定められた期間内に当該助成金を返還しなければならない。

(消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示)

第9条 甲は、自身の運営するウェブサイトにおいて、被害回復関係業務の費用の一部について消費者スマイル基金から助成を受けている旨を表示するものとする。

(情報の公表)

第10条 乙は、本件助成の実施状況に関し、乙のウェブサイト等で適宜公表できる。ただし、甲が非公表としている事案については、原則公表しない。例外的に公表することが望ましいと判断した場合には、公表の要否及び内容について甲と協議を行う。

(協議)

第11条 この契約に疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々1通を保管する。

2025年〇月〇〇日

(甲)

(乙) 東京都千代田区六番町15主婦会館プラザエフ6階
特定非営利活動法人消費者スマイル基金

理事長 河野 康子